

姉川の高水敷維持管理協定

第1条 (目的)

本協定は、河川管理施設であり、地域の防災施設である河川の高水敷等が良好に維持管理され、その機能が適正に維持されるよう、姉川の管理者である滋賀県知事嘉田由紀子（以下「甲」という。）と長浜市川道町の地権者4名（以下「乙」という。）が必要な事項を定めることを目的とする。川道町自治会長（以下「丙」という。）は維持管理について保証する立場とする。

第2条 (対象区域)

本協定の対象とする区域は、県が「平成18年度第63-7号姉川みずべみらい再生工事」で伐採整備を行った、長浜市川道町地先の姉川左岸の高水敷地で、別図に示す区域とする。（以下「区域」という。）

第3条 (管理区分)

乙は、区域において、自生する竹木等の繁茂を抑えるため、竹木等の伐採や除草作業を行うとともに、散在性ゴミの収集処分を行い、良好な状況が出来るだけ長く保存出来るように努めるものとする。ただし、河川の機能を維持する上で、甲が自ら管理すべきものと判断する場合は、この限りではない。丙は、乙が適正に維持管理するよう指導等をしなければならない。

第4条 (費用負担)

乙が行う維持管理に要する費用は、乙の負担とする。ただし、この協定は、乙が県の実施する補助金を請求することを妨げるものでない。

第5条 (雑則)

この協定に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、互いの事情を考慮して誠実に履行するものとする。

平成20年 11 月 7 日

甲 河川管理者 滋賀県知事
嘉田由紀子 印



乙 地権者

長浜市川道町 2804 塚田勘三郎 印

長浜市川道町 1790 西尾 勝美 印

長浜市川道町 1832 上田敬一郎 印

長浜市川道町 1844 塚田よしゑ 印



丙 長浜市 川道町自治会
自治会長 中川政教 印





A=1,400m²